

掛環環第 51 号
令和元年9月5日

静岡県知事 川勝 平太 様

掛川市長 松井 三郎



「(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」
に関する意見について (回答)

令和元年8月20日付け環生第173号により照会がありました表記の件について、静岡県環境影響評価条例第37条の2第2項の規定による環境保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。



担当 掛川市環境政策課環境政策係
TEL 0537-21-1218
FAX 0537-21-1164

別紙

「(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業計画段階環境配慮書」 に関する意見書

1 総括的事項

- (1) 掛川市では、「環境日本一」を目標に掲げ「再生可能エネルギーの普及・促進」を図る中、風力発電施設設置に関し「掛川市風力発電施設設置ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を定めている。本事業においてもガイドラインに基づき、生活環境及び自然環境の保全等に配慮し調査を実施すること。
- (2) 本事業を進めるにあたり、調査の段階から地域住民等関係者に対して、事業内容の説明や周知を十分行うこと。
- (3) 本配慮書では風力発電施設の配置や構造、輸送ルート、各種工事などの詳細が示されていない段階である。詳細な計画を示した上で、様々な視点から影響の可能性を予測し適切な調査・評価が行われるよう配慮すること。
- (4) 本事業の想定区域及びその周辺はダム等利水施設の上流部にあたり、森林の伐採や各種工事で発生する土砂や濁水の影響並びに土地の改変による水量の影響が懸念される。これらの影響を回避・低減するよう配慮すること。

2 景観・観光

- (1) 調査地点(施設を視認できる範囲)が限定的であり限られた地点のみの評価にとどまるおそれがあるため、調査地点を広げて影響を調査すること。
- (2) 掛川市の主要な眺望点として、「掛川城」、「旧東海道日坂宿・小夜の中山峠」を追加し調査を行うこと。また、眺望点以外に主要な道路(新東名高速道路・国道1号バイパス等)からの景観も調査すること。
- (3) 人と自然とのふれあいの活動の場について「炭焼の杜」、「明ヶ島キャンプ場」を追加すること。また、「人と自然とのふれあいの活動の場」についても景観の調査対象とすること。
- (4) 主要な眺望点から風力発電機が視認されないよう配慮すること。
- (5) 景観は地域固有の財産であることを理解し、掛川市景観計画に基づき森林や里山の景観を保全すること。
- (6) 八高山及び栗ヶ岳はハイキング客が多く訪れることから、山頂からの眺望・景観に対し圧迫感がないように十分配慮すること。併せて、工事中及び工事完了後において、八高山のハイキングコースに支障が無いよう、十分配慮すること。
- (7) 八高山及び栗ヶ岳山頂からの眺望・景観は掛川市のプロモーションとして重視しておりこれらの影響に配慮すること。

4 動植物

動植物の調査に関して、掛川市が把握している希少野生動植物の生息位置情報を踏まえて、動物の注目すべき生息地及び植物群落の選定基準を見直し調査を実施すること。

5 騒音及び低周波

掛川市側の住宅地から風力発電機設置予定範囲まで0.9 kmと示されている。配慮書では影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価されているが、風力発電機の位置を示した上で調査・評価を行い、その影響を市及び地域住民へ説明すること。

6 農業への影響

事業実施想定区域内では、「原泉茶業組合」が緑茶の栽培を行っている。事業実施時による緑茶生産への影響を調査し、影響がある場合は対策を示すこと。